

■都道府県名などの表示

「国産」表示にかえて、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名（P22のメモ欄に詳細記述）を原産地として記載できる。

鹿児島県産牛肉

宮崎はまゆうポーク

岩手産わか鶏

■銘柄食肉の場合

地名を冠した銘柄名（ブランド名）を表示する場合も、前記の都道府県などの表示と同様に「国産」の表示を省略することができる。

神戸牛

ふくいポーク

日向どり

* 地名を冠した銘柄食肉に付けた地名と、「主たる飼養地」が一致しない（同一でない）場合は、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名、その他一般に知られている地名を原産地として併記しなければならない。

〈例えば「房総牛」というブランドの場合〉

(飼養地)
(飼養期間)

兵庫県淡路島
12ヶ月

千葉県・房総半島
20ヶ月

房総牛

房総牛（兵庫県産）

又は

房総牛（淡路島産）

(飼養地)
(飼養期間)

兵庫県淡路島
12ヶ月

神奈川県
8ヶ月

千葉県
11ヶ月

* 地名を冠した銘柄食肉で、その地名が品種であるか、単に地名を冠した銘柄であるか判断出来ないものについても、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名、その他一般に知られている地名を原産地として併記する。

名古屋コーチン（群馬県産）

（愛知県産でないもの）

比内地鶏（岩手県産）

（秋田県産でないもの）

* 原産地のより詳しい表示は、下記のように行なうことが出来る。

国産牛ばら
茨城県産（北海道生まれ）

馬刺しロース
カナダ産（熊本肥育）

牛ロース（オーストラリア産）
日本で5カ月肥育

カナダ産馬もも肉
熊本肥育



▶ JAS法第19条の13、14 ▶ (P94)、第24条 ▶ (P95) ▶ 生鮮食品品質表示基準第4条(2)のイ ▶ (P99)
▶ 加工食品品質表示基準第4条(8) ▶ (P103) ▶ 食肉公正競争規約第3条第1項(2) ▶ (P76)、
第9条第1項(2) ▶ (P82) / 同施行規則第5条 ▶ (P77)、第17条 ▶ (P83)